

住宅用火災警報器を点検しましょう

住宅用火災警報器は、火災時に適切に作動するよう、設置した後も適切な維持管理が必要です。点検ボタンを押す、点検ひもをひっぱるなど、定期的な作動確認を行ってください。

また、新築住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年が経ちますが、設置から10年以上経過すると、本体内部の電子部品が劣化して火災を感じしなくなる場合があります。本体の交換をお勧めします。

◆問合先

消防本部予防課 ☎(22)0072



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ 国民年金保険料追納の勧め

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなってしまう。これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以

内であれば遡って古い月分から納める(追納)ことができますので、ぜひご利用ください。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。

一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

◆「納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い(先に経過した)月分である場合は、「納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。

◆「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

◆「納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

◆「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

◆問合先 栃木年金事務所 ☎(22)4131

障がいをお持ちの65歳以上の方へ 後期高齢者医療制度のお知らせ

障害者手帳をお持ちの方や障害年金を受給している方で左記に該当する方は、65歳の誕生日から、申請により後期高齢者医療を利用することができ(障害認定)。

◆対象者

○身体障害者手帳/1~3級および4級の一部

☆4級の一部

・音声、言語機能の著しい障害

・両下肢のすべての指を欠く

・一下肢の下肢の2分の1以上を欠く

・一下肢の機能の著しい障害

○療育手帳/A1およびA2

○精神保健福祉手帳/1・2級

○障害年金/1・2級

◆手続方法 加入を希望する方は、障害者手帳もしくは障害年金証書、健康保険証、印かん、マイナンバーのわかるものをお持ちのうえ、問合先にて手続きをお願いします。また、重度心身障がい者医療費受給資格者証・特定疾病療養受給資格者ある方は併せてお持ちください。

◆問合先

本 保険医療課 ☎(21)2137

各総合支所市民生活課窓口

就学援助制度

経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、児童・生徒が安心して通学できるよう、学用品費・学校給食費等の援助を行っています。支援内容や申請方法等の詳細は問合先へ。

◆問合先

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

本 教育総務課 ☎(21)2461

日:8時30分~17時30分 (上記時間外と日曜日・祝日・年末年始等は、留守番電話・FAXで受付)

お子さんの育児・子育て、しつけなど家庭教育のこと、学習・進路・不登校など学校生活のこと、いじめなど対人関係のことなど、何でも相談ください。

○子ども専用 「いじめ相談さわやかテレホン」 ☎028-665-6969

○全国共通ダイヤル(通話料無料) 0120-078310

◆受付時間 24時間いつでも毎日

いじめられていないかな? いじめられているのを見たことはないかな? 自分のこと、勉強や進路のこと、学校のこと、友達のこと、家族のことなどで悩んでいることはないかな? 先生やお父さん、お母さんに相談できないで困っていたら、一人で悩まないですぐダイヤルしてください!

◆メール相談

○子ども・保護者専用 専用サイトから、メールを送ることが出来ます。

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

栃木市青少年育成センター 青少年の電話相談

青少年に関する電話相談を随時行っています。左記まで気軽に相談ください。

◆相談電話番号 ☎(23)6566

◆相談日時 平日の9時~17時

◆青少年の健全育成のために

◆青少年の喫煙防止を進め

◆未成熟者の喫煙は法律で禁じられています。喫煙は、青少年期の心や体を蝕みます。また、青少年の非行防止のためにも、喫煙防止が重要です。家庭、学校、地域、職場などの地域社会全体で青少年の喫煙防止をもう一度考え、喫煙を助長しないような環境づくりに努めましょう。

◆安全・安心にインターネットを利用できるように

◆インターネット

◆子ども・保護者専用

◆専用サイトから、メールを送ることが出来ます。

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

http://www.hothotmail.jp

公共下水道等が使える地区に お住まいの方へ 公共下水道・農業集落排水に接続してください

今よりも衛生的で快適な生活環境の向上や河川等の水環境の保全のために、市では公共下水道や農業集落排水が使える区域にお住まいの方を対象に、速やかな接続をお願いしています。

接続工事に必要な資金の融資あつせん(利子補給)も行っておりますので、ぜひご利用ください。接続工事や融資あつせん制度の申請は、市に登録された下水道排水設備指定工事店へ。

※既に公共下水道を利用している世帯や、西方地域にて農業集落排水を利用している井戸水使用世帯、大平地域・藤岡地域で農業集落排水を使用している世帯は、使用人数により使用料が変更になります。使用人数が変更になったときは、問合先まで連絡ください。

◆問合先 本 下水道業務課 ☎(21)2290

◆軽自動車などの届出は お早めに

◆軽自動車税は4月1日現在の名義人が課税の対象です。盗難・譲渡などにより軽自動車などが手元になくても、届出を行わないと課税されます。廃車・住所変更・名義変更は3月中に手続きください。

◆乗用装置のあるトラック、コンバイン等農耕車およびフォーク・リフト、ショベル・ローダなどの小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象になります。

◆問合先 本 住宅課 ☎(21)2451

◆土地・建物等の名義変更の あつた方へ 口座振替の手続き

◆固定資産税・都市計画税は、相続などにより名義が変更となった場合、口座振替が継続されません。今年1月1日現在の名義が昨年からの変更になった方で、引き続き口座振替による納付を希望する場合は、4月末までに改めて口座振替の手続きをお願いします。

◆問合先 市内に本支店のある金融機関、市役所、各総合支所等(ゆうちょ銀行は直接郵便局へお申込みください。)

◆持ち物 取引金融機関の通帳、通帳届出印

◆問合先 本 収納課 ☎(21)2767

◆空き家解体費補助金

◆平成28年度空き家解体補助金の受付は3月末までです。補助金の詳細や、利用を希望される方は、問合先へ。

◆問合先 本 住宅課 ☎(21)2451



夢ようとう 3才まで 言える勇気で いじめゼロ

夢ようとう 3才まで 言える勇気で いじめゼロ

夢ようとう 3才まで 言える勇気で いじめゼロ

DELTA EDUCATION 新栃木校 3月31日まで 授業料 無料!

リフォーム・屋根・外壁塗装工事請負 オオアキ建装工業株式会社

相続・登記・裁判所関係書類作成等 佐山司法書士事務所 佐山 隆 佐山 健太郎